○北海道警察災害派遣隊の編成、運用等について

令和４年４月１日

道本備第４号(各部合同)

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

「北海道警察災害派遣隊設置要綱の制定について」（平31．４．24道本備第414号）に定める北海道警察災害派遣隊の即応部隊及び一般部隊の各隊の編成、運用等については、これまで「北海道警察災害派遣隊の編成、運用について」（令３．３．26道本備第5511号(各部合同)。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、このたび所要の見直しを行ったので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第１　定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　大規模災害

自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。

⑵　大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

⑶　被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

第２　部隊の主管課

即応部隊又は一般部隊を構成する各部隊の編成に必要な調整を行う警察本部の主管課は、別表１のとおりとする。

第３　即応部隊の編成、運用等

１　即応部隊の構成

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊)、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊で構成する。

２　各隊の編成等

即応部隊の各隊の編成等は次のとおり行うものとし、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見及び指揮能力の優れた者を指定するものとする。

ア　広域緊急援助隊

(ｱ)　警備部隊

ａ　指定基準

警察本部長は、警察本部機動隊に勤務する警察官又は北海道警察警備隊第１中隊及び第２中隊の隊員の中から、警備部隊の隊員を指定するものとする。

また、警察本部機動隊に勤務する警察官の中で、登はん、ロープブリッジ、リペリング降下、潜水等救出救助のための特殊な活動に関し、特に優れた技能を有している者から、機動隊長の推薦に基づき特別救助班の隊員を指定するものとする。

b　編成

警察本部長は、aの事項により指定した者をもって、北海道警察広域緊急援助隊（警備部隊）編成基準（別表第２）のとおり編成するものとする。

c　指定の通知

警備部隊の隊員の指定は次によるものとする。

ⅰ　特別救助班の隊員

指定書（別記様式）により通知する。

ⅱ　特別救助班以外の隊員

北海道警察広域緊急援助隊（警備部隊）編成表（別表第３）により通知する。

d　活動

警備部隊に次の活動を行う班を置くものとする。また、派遣された部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替え運用しても差し支えないものとする。

ⅰ　指揮班

被災情報の収集・分析、活動部隊の選定、部隊活動計画の策定、部隊活動の報告・記録、部隊拠点の構築、被災地等を管轄する都府県警察との連絡調整その他の災害警備活動全般に係る活動に当たる。

ⅱ　特別救助班

極めて高度な救出救助技能をもって、被災者の救出救助に当たる。

ⅲ　先行情報班

救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるものとし、各小隊ごとに置く。

ⅳ　救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たるものとし、各小隊ごとに置く。

ⅴ　隊本部班

指揮班との連絡調整、部隊活動の記録等当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たるものとし、各小隊ごとに置く。

(ｲ)　交通部隊

a　指定基準

警察本部長は、警察本部交通機動隊（北海道警察警備隊指定者を除く。）

及び警察本部高速道路交通警察隊に勤務する警察官の中から、交通部隊の隊員を指定するものとする。

b　編成

警察本部長は、ａの事項により指定した者をもって、北海道警察広域緊急援助（交通部隊）編成基準（別表第４）のとおり編成するものとする。

c　指定の通知

交通部隊の隊員の指定は、北海道警察広域緊急援助隊（交通部隊）編成表（別表第５）により通知する。

d　活動

交通部隊の小隊ごとに次の活動を行う班を置くものとする。また、派遣された部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替え運用しても差し支えないものとする。

ⅰ　先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

ⅱ　交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策、緊急交通路の交通規制とその担保措置、緊急通行車両の先導等に当たる。

ⅲ　管理班

自部隊の宿泊所の設営、自活用の食料、飲料水等の調達及び配給、最新の交通情報の収集、広報、記録、被災地等を管轄する都府県警察との連絡調整その他当該部隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

(ｳ)　刑事部隊

a　指定基準

警察本部長は、検視等の業務について必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員の中から、刑事部隊の隊員を指定するものとする。

b　編成

警察本部長は、ａの事項により指定した者をもって、北海道警察広域緊急援助隊（刑事部隊）編成基準（別表第６）のとおり編成するものとする。

c　指定の通知

刑事部隊の隊員の指定は、北海道警察広域緊急援助隊（刑事部隊）編成表（別表第７）により通知する。

d　活動

刑事部隊の隊ごとに次の活動を行う班を置くものとする。また、派遣され

た部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替え運用しても差し支えないものとする。

ⅰ　検視班

遺体安置場所における検視又は死体調査に当たる。

ⅱ　遺族対策班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部、一般部隊の特別生活安全部隊行方不明者情報管理班等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

イ　広域警察航空隊

(ｱ)　指定基準

警察本部長は、警察本部航空隊に勤務する警察職員を、広域警察航空隊の隊員として指定するものとする。

(ｲ)　編成

警察本部長は、前項により指定した者の中から所要の要員をもって編成するものとする。

編成に当たっては、派遣の長期化及び航空機の保守管理等を考慮し、警察用航空機一機につき操縦士及び整備士各２人以上の派遣並びに捜索救助等に従事する特務係員１人以上の派遣に努めるものとする。

(ｳ)　活動

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。

ウ　緊急災害警備隊

(ｱ)　指定基準

警察本部長は、北海道警察警備隊の隊員のうち広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員として指定された者以外の隊員を、緊急災害警備隊の隊員として指定するものとする。

(ｲ)　編成

警察本部長は、ａの事項により指定した者をもって、緊急災害警備隊編成基準（別表第８）のとおり編成するものとする。

(ｳ)　指定の通知

緊急災害警備隊の隊員の指定は、北海道警察緊急災害警備隊編成表（別表第９）により通知する。

(ｴ)　活動

大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地を管轄する都府県警察の長が特に指示する活動に当たる。

3　各隊の派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

ア　広域緊急援助隊

(ｱ)　警備部隊

おおむね３日間をめどとする。

(ｲ)　交通部隊及び刑事部隊

おおむね１週間をめどとする。

イ　広域警察航空隊

おおむね１週間をめどとする。

ウ　緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

4　運用

各隊の運用については、次のとおりとする。

ア　派遣基準

国内における大規模災害発生時において、警察庁による調整のもと、被災地等を管轄する都府県警察を管理する都府県公安委員会からの援助の要求（警察法第60条）があった場合に派遣する。

イ　出動時の指揮

被災地等に到着後、速やかに当該被災地等を管轄する都府県警察の長の指揮下に入り、活動区域、活動拠点等に関する指示を受けて所要の任務に従事する。

ウ　出動時の服装

広域緊急援助隊（警備部隊）にあっては広域緊急援助隊員用活動服、広域緊急援助隊（交通部隊）にあっては交通乗車服又は広域緊急援助隊員用活動服（先行情報班及び管理班は適宜の服装）を原則とし、広域緊急援助隊（刑事部隊）にあっては活動に適した服装とするほか、食料の調達等の任務に応じて適宜の服装とすることができるものとする。

また、広域警察航空隊にあっては執務時の服装、緊急災害警備隊にあっては出動服を原則とする。

エ　派遣に伴う連絡調整

警察本部警備課（執務時間外にあっては警備部当直）は、大規模災害発生時において、直ちに警察庁を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、

別表第１に定める主管課の長（以下「部隊主管課長」という。）へ速やかに連絡するものとする。

連絡を受けた部隊主管課長は、収集した情報と被災地等の状況を踏まえ、各部隊に所要の救出救助用装備資機材、交通対策資機材、検視関連資機材、機体カバー、野外係留具等の警察航空機の資機材、自活のための装備資機材等を取りそろえるなど派遣の準備を進めさせるとともに、当該派遣に関して警察庁に必要な連絡調整を行うものとする。

オ　機動警察通信隊の帯同

広域緊急援助隊（警備部隊）及び広域緊急援助隊（交通部隊）の部隊主管課長は、即応部隊の派遣が予想される場合又は派遣される場合に、北海道警察情報通信部機動警察通信課長に対し、事案の概要、部隊の規模その他必要な事項について速やかに通報し、派遣部隊に機動警察通信隊員を帯同させるものとする。

なお、広域緊急援助隊（刑事部隊）及び緊急災害警備隊への北海道警察情報通信部機動警察通信隊の帯同については、事案に応じて北海道警察情報通信部機動警察通信課長と部隊主管課長との間で協議するものとする。

５　活動上の留意事項

⑴　各隊共通事項

ア　自活の原則

即応部隊は、食料・飲料水等の補給等について、原則として被災地等を管轄する都府県警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は、指揮所及び宿泊所の設営、広域緊急援助隊（交通部隊）については宿泊所の設営を自ら行うものとする。

広域警察航空隊については、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー、野外係留具等を携行し、自活に努めるものとする。

イ　受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

ウ　各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

エ　広報活動

被災者等の安心感を醸成するため、積極的な広報に努めるものとする。

広報責任者は、原則として警部の階級にある者とし、現場における取材対応、部隊活動の映像又は画像の提供等を行うものとする。

また、効果的な広報を実施するため、必要に応じ即応部隊への警察本部広報課

員の帯同についても配意するものとする。

⑵　その他の個別事項

ア　救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配意するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ　航空安全の確保

(ｱ)　被災地等への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形、気象特性等を総合的に判断し適切な燃料管理を行うものとする。

(ｲ)　現地活動に当たっては、被災地等を管轄する都府県警察の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

6　平素の措置

⑴　有事即応体制の保持

ア　緊急招集連絡網の整備

警察本部長及び方面本部長は、大規模災害発生時に際して迅速に広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊を派遣できるよう、緊急招集連絡網を常に整備しておくものとする。

イ　欠員が生じた場合の措置

広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊の隊員が指定されている所属長は、人事異動、けが、疾病等により欠員が生じた場合には、その状況を明らかにして速やかに部隊主管課長を経由して関係部長へ報告するものとする。

報告を受けた関係部長は、速やかに隊員の補充の措置を講ずるものとし、併せて予備隊員の選考を行うなど､欠員が生ずることのないよう配意するものとする。

⑵　教養訓練の徹底

警察本部長及び方面本部長は、即応部隊の隊員及び欠員の補充要員に対し、災害警備活動、災害交通対策活動、多数死体の検視等の活動、通信機材の取扱い等に係る専門的かつ実践的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

⑶　装備資機材の管理等

警察本部長及び方面本部長は、即応部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を帯同して迅速に被災地等に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整理しておくものとする。

⑷　個人装備品及び携行品の準備

個人装備品は、日頃から点検・整備し、勤務場所に備えておくとともに、着替え、洗面用具、持薬等の個人携行品は、出動時携行品リストを各自で作成するなどして出動指示に速やかに対応できるようにしておくこと。

第４　一般部隊の編成、運用等

１　一般部隊の構成

一般部隊は、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊で構成する。

２　各隊の編成等

一般部隊の各隊の編成等は次のとおり行うものとし、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見及び指揮能力の優れた者を指定することとする。

ア　特別警備部隊

(ｱ)　隊員の指定等

警察本部長は、警察本部機動隊、北海道警察警備隊及び北海道警察第二機動隊の隊員を特別警備部隊の隊員として指定するとともに、部隊の派遣に際してその都度派遣隊員を選定するものとする。

(ｲ)　編成

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前事項で指定した者をもって特別警備部隊を編成するものとする。

また、部隊に必要な班の設置については、警察庁の指示に基づくものとする。

(ｳ)　活動

即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び被災地等を管轄する都府県警察の長が特に指示する活動を行う。

イ　特別生活安全部隊

(ｱ)　隊員の指定等

警察本部長は、部隊の派遣に際し、相談・防犯指導活動班及び行方不明者相談情報管理班を設け、生活安全部門の警察職員の中から隊員を指定するものとする。

なお、各班には、必要に応じて、部隊に関する連絡・調整を行う特務員を置くことができるものとする。

(ｲ)　編成

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前事項で指定した者をもって、特別生活安全部隊を編成するものとする。

相談・防犯指導活動班については、その基本構成を、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両１台につき班員２人として編成するものとする。

(ｳ)　活動

ａ　相談・防犯活動指導班

避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動（以下「相談活動等」という。）を行う。

ｂ　行方不明者情報管理班

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づき、行方不明者相談情報の収集・整理を行う。

ウ　特別自動車警ら部隊

(ｱ)　隊員の指定等

警察本部長は、部隊の派遣に際し、地域部門に属する警察官の中から特別自動車警ら部隊の隊員を指定するものとする。

(ｲ)　編成

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前事項で指定した者をもって特別自動車警ら部隊を編成するものとする。

特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車１台につき隊員２人とする。また、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当とする特務班を含めて編成するものとする。

(ｳ)　活動

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら、現場広報等の活動を行う。

エ　特別機動捜査部隊

(ｱ)　隊員の指定等

警察本部長は、部隊の派遣に際し、刑事部門に勤務する警察官であって、機動捜査に必要な知識及び経験を有する者の中から、特別機動捜査部隊の隊員を指定するものとする。

(ｲ)　編成

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前事項で指定した者をもって特別機動捜査部隊を編成するものとする。

特別機動捜査部隊の基本構成は、捜査用車両１台につき隊員２人とする。また、１当務２台４人（うち警部補１人）とし、２交替制の場合は８人、３交替制の場合は12人で編成するものとする。

(ｳ)　活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊長の指揮の下、交替制勤務に従事し、被災地等において、車両による警戒・警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査、事件発生時における初動捜査等を行う。

オ　身元確認支援部隊

(ｱ)　隊員の指定等

警察本部長は、本活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること及びＤＮＡ型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とした警察職員の中から身元確認支援部隊の隊員を指定するものとする。

(ｲ)　編成

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前事項により指定した者をもって身元確認支援部隊（１隊６人）を編成するものとする。

(ｳ)　活動

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、ＤＮＡ型、歯牙等に係る資料の収集及び親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う。

カ　特別交通部隊

(ｱ)　隊員の指定

警察本部長は、部隊の派遣に際し、交通部門に属する警察官の中から特別交通部隊の隊員及び予備隊員を指定するものとする。

(ｲ)　編成

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前事項で指定した者をもって特別交通部隊（68人）及び予備隊を編成するものとする。

(ｳ)　活動

被災地等における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

３　派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

ア　特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね10日間をめどとする。

イ　特別機動捜査部隊

おおむね１週間をめどとする。

ウ　身元確認支援部隊

被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

エ　特別交通部隊

おおむね２週間をめどとする。

4　運用

特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊の運用は次のとおりとする。

ア　派遣基準

国内における大規模災害発生時において、被災地等を管轄する都府県警察を管理する都府県公安委員会からの援助の要求（警察法第60条）により、即応部隊が派遣されてからおおむね２週間後

イ　出動時の指揮

被災地に到着後、速やかに当該被災地等を管轄する都府県警察の長の指揮下に入り、活動区域、活動拠点等に関する指示を受けて所要の任務に従事する。

ウ　出動時の服装

特別警備部隊にあっては出動服、特別交通部隊は制服（活動服）又は交通乗車服を原則とし、他の部隊にあっては、部隊の派遣に際して個別に指示する。

エ　派遣に伴う連絡調整

部隊主管課長は、大規模災害が発生して一般部隊が派遣された場合には、速やかに警察庁を通じて被災地等における被害状況、犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、主管する部隊に関し、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して警察庁に必要な連絡調整を行うものとする。

5　活動上の留意事項

⑴　各隊共通事項

ア　受傷事故等の防止

活動を行う際に、二次災害の発生のほか、交通事故・受傷事故も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして、事故の防止の徹底を図るものとする。

イ　各隊間の緊密な連携

一般部隊の各隊は、他の一般部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ　広報活動

一般部隊は、被災者、行方不明者その他の関係者のプライバシーに配意しつつ、当該部隊の活動内容等に関し被災者等への安心感の醸成に必要な広報活動を適宜行うものとする。

なお、広報責任者は原則として警部以上の階級にある者とする。

⑵　その他の個別事項

ア　相談活動等の推進

(ｱ)　特別生活安全部隊の相談・防犯指導活動班が相談活動等を実施するには、避

難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握にあっては、活動地域を管轄する警察署等と緊密な連携を図るものとする。

(ｲ) 相談活動等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談活動の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

(ｳ) 相談・防犯活動班員は、災害によりストレスを受けた被災者と直接会話をすることにより、二次的ストレスを受けるおそれがある等から、相談・防犯指導活動班員に対して、派遣決定後から派遣までの間における健康管理医又は保健師による事前教養及び派遣終了後のカウンセリングを必要に応じて実施するなど、相談・防犯指導活動班員のメンタルヘルスに十分留意するものとする。

イ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

ウ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

エ 適切な身元確認支援活動

(ｱ) 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地都府県警察本部刑事部鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。

(ｲ) 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配意した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。

(ｳ) 聴取内容の誤記載や、提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取違え・紛失は、身元の誤確認や、身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹起することに直結することから、その保管・管理について万全を期すものとする。

オ 交通状況に関する広報活動

被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、通行止め、迂回措置等の交通規制の実施状況及び道路陥没等の危険箇所の状況の積極的な広報に努めるものとする。

6 平素の措置

⑴ 教養訓練の徹底

警察本部長及び方面本部長は、一般部隊の隊員及び欠員の補充員並びにこれらの候補者に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実

施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

⑵　装備資機材の管理

警察本部長及び方面本部長は、いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を帯同して迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機材を常に良好に整備、管理しておくものとする。

第５　具体的事項

本通達に定めるもののほか、北海道警察災害派遣隊の各隊の編成、運用上の具体的留意事項等については、関係部長が別に定めるところによる。

第６　災害派遣警備本部

警察本部長は、別に定める「北海道警察災害警備計画」に基づき、必要に応じて、災害派遣警備本部を設置するものとする。

※　別表等省略